

平成 29 年 7 月 28 日

## 調 査・研 修 報 告 書 (会派個人用)

会派名：市民の会

報告者： 宇江田 豊彦

実施場所：千葉県千葉市

青葉の森公園芸術文化ホール、植草学園

実施日：平成 29 年 7 月 22 日～24 日

### ■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など）

今日の政治情勢や地方自治体の課題と政策のあり様について、より客観的に認識を深めるために、多少政治的価値観に差異のある団体が主催する自治体学校へ参加することとした。

### ■参考とすべき事項、提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など）

国政の認識については、2000 年に成立した「地方分権一括法」は、地方分権を推進するどころか、地方へ国が解決すべき課題を押し付けることになっている。

また、トップランナーによるインセンティブ改革が進められ、地方はより国による政策誘導がなされ、今日に至っていることは共通した基本認識であった。

課題別については、第 7 分科会「公共施設とまちづくり」へ参加し各地における実践的取り組みについて学習交流をした。

実践例においては、「阪南市の子ども達の未来を考える会」から報告された「総合子ども館構想」に対する取り組みは参考となった。これは市が進めようとする計画に対して市民運動が高まり、地方自治法第 74 条による請求が行われ、結果的に市の構想は中止することに繋がる実践例であった。

住民自治活動とすれば見事ではあるものの、そこまでに市民代表である議会において中止の結論を出す事が出来たはずであり、議会の責任を痛感する報告であった。

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。

平成 29 年 7 月 28 日

## 調 査・研 修 報 告 書 (会派個人用)

会派名：市民の会

報告者： 福山権二

実施場所：第 59 回自治体学校 i n 千葉	視察日：平成 29 年 7 月 22 日～7 月 24 日
<b>参考となった事項</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 参加者 1000 名を超える規模の研究集会であり、多様な課題が分科会的に実施された。希望した課題は、国民健康保険に関する分科会。講師は、津市立三重短期大学・長友薫輝教授で、庄原市議会図書室に著書が数冊配備してある。</li><li>2 2018 年度から開始される国民健康保険の都道府県単位化に関する制度上の課題が詳細に指摘され、とりわけ、全国各地の国保料の試算が公表されていることから、総じて国保料は値上げに連動すること、さらに、地域医療の今後の展望について認識を深めた。</li></ol>	
<b>課題・問題点</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この自治体学校で講義された国民健康保険に関する基本認識は、国保は国民の相互扶助による医療保障制度ではなく、憲法に規定された国民生活の基本領域に国家として責任を持つ制度である、としている。 このことは、この制度の基本認識として正当な見解であるが、庄原市の見解とは異なる。庄原市は、国保を相互扶助の制度であると規定している。この立場からは、国がこの制度に対する予算配分を逡減してきたことに対する批判は消滅し、ひたすら、市民に負担増を求めることになる。 国会による審議結果の法改正のなかでは、地方自治体の独自対策には限度があるが、地方自治体の基本認識そのものまで思考停止してしまう必要もない。 地方自治体の責任を容易に放棄することなく、基本原則を踏まえつつ、現実対応のレベルを議会に提案する、という行政姿勢が必要ではないか。</li></ol>	
<b>提言・その他</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 国民健康保険は加入者が低所得層になることは避けられない。 近年の日本の貧困度合について、公的資料からも極めて悪化しているとの指摘が続いている。この現状に高齢化が加速することによる医療ニーズが拡大する。</li><li>2 庄原市民の貧困化について、市行政が詳細に把握しようとする姿勢は希薄に思えるが、社会福祉協議会など、市民生活の現実に直面する事業体の報告は、過酷とも言える内容の連続である。今日一日の食糧確保が困難になっている市民の増加が容易に想定される。行政対応の緊急性が警告されている。</li><li>3 この現実市場経済のなかで、国政として追及されている聖域なき規制緩和の様々な政策展開によってもたらされたものである。格差社会の深化はそれ自体が国政の必然的な結果であったし、それはより高度に達成され尽くしている。</li></ol>	

- 4 この国政は、国民の生活維持に必要な医療提供をより縮減することも意図的に推進してきた。医療費の削減が一層効果的に推進された。
- 5 それは、2015年3月の国民健康保険法、健康保険法、高齢者医療確保法などを一括した医療保険制度改革関連法案の閣議決定されていることである。  
この法案は、2013年12月に成立した社会保障改革「プログラム法」に基づいている。この中で、国の都道府県単位化が盛り込まれている。
- 6 この都道府県単位化は、庄原市担当課の説明を聞いても判断できるが、この制度目的は、医療費の抑制を目指した新たな政策である。都道府県に医療費抑制の推進役を担当させ、国保の給付管理を担当させる。同時に「地域医療構想」を策定させ、地域医療提供体制の再編を行い医療費水準の目標を設定することで「医療費適正計画」をもって、地域自治体に強制することになる。
- 7 市町村は、これまでどおり、国保の事業運営の主体としての任務を継続担当するが国保の都道府県化で新たに強制的に展開される医療費抑制を担当することにもなる。
- 8 国保の都道府県化に伴い、政府は3400億円を予算配分するとしているが、この規模では不足するという指摘が国会内でも強く指摘されている。
- 9 地方自治体の議会として、今後一層、市民生活に直結する国保制度について、検証研鑽しつつ制度の本質に迫ることが必要である。

平成 29 年 7 月 28 日

## 調 査 ・ 研 修 報 告 書 (会派個人用)

会派名：市民の会

報告者： 吉方明美

実施場所：千葉県千葉市 青葉の森公園芸術文化ホール、植草学園大学	実施日：平成 29 年 7 月 22 日～7 月 24 日
<p>■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など）</p> <p>庄原市で生まれた子どもが、将来庄原で生まれたことを誇りに思いつつ、どこにいても生きていける人間に育つためには、どのような保育、教育をなすべきかを勉強するため、全国の状況を知るために参加した。</p> <p>特に、保育に関しては「指定管理者制度」が導入され、管理運営は受託会社が自由に行っている。</p> <p>結果として、小学校へ入学した 1 年生は「小 1 ギャップ」という壁にぶつかっている。</p> <p>幼児期において、人間として生きていくための最低限の社会性、規律性を備えることは、入学してから自分自身の学力を向上させるためには欠かせないことである。</p> <p>本市においては、幼児期における保育内容にバラつきがあることで学力向上に影響が出ることが危惧される。</p>	
<p>■参考とすべき事項</p> <p>全国的な傾向として、保育所が民営化されることで、公立保育所つぶしが目的となっていることが明らかになっている。</p> <p>一方民間保育所にあっては、勤続年数 6～7 年で辞めてしまうケースが多い。</p> <p>資格者はいるものの、内部において保育の目標が見えていない。</p> <p>保育士の労働条件のひとつとしての年休がとれない。</p> <p>国の補助金が一般財源化され、自治体も現場も困っている。</p> <p>民営化された保育所にあっては、保育士と保護者との連携がとりにくい。</p> <p>臨時職員雇用の場合、3 年勤務して、2 か月空けないと再雇用できないという問題がある。</p> <p>保育士が次から次へと代わっていくようではだめだ。</p> <p>指定管理者制度で選定委員会に保護者会も入れるべきだ。</p> <p>指定管理者制度が導入されたが、会社は黒字にならないと請けない。</p> <p>残業したが不払いがある（半分くらいしか支払われない）－自分の能力不足だからと請求しないという実態がある。</p> <p>保護者の声が市に届けられたことで、指定管理者の契約が更新されなかった。</p> <p>教育は真偽と正義を追求することを学ぶためにある。</p>	
<p>■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など）</p> <p>本市においては、指定管理者制度を導入して以来、保育内容が市内バラバラである。</p> <p>本市保育指針、本市教育の基本理念を順守し、本市に生まれた子どもが 1 8 歳までは市の責任において育てていくことが重要である。</p> <p>また、受託会社によっては保育士の労働条件の悪いところが見受けられる。結果として、短期間で辞めてしまうケースがある。</p> <p>市は、受託会社へ対して、積極的に労働条件を守ることを促し、また、チェックをすることが望まれる。</p> <p>全国的にこのことが問題になっているようだ。</p>	

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。